

横浜市公用車自動車損害賠償責任保険契約代理店の選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市財政局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）第6条第1項第5号に定める公用車自動車損害賠償責任保険契約業務に係るプロポーザル方式により業者を選定する場合の手続等（以下、「手続等」という。）については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定め準じるほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第2条 選定委員会要綱第6条第1項第5号に定める審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関すること
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザル評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 候補者の特定に関すること
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第3条 プロポーザル関係書類提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 業務提案内容
- (2) 実施体制
- (3) 取扱保険業務実績

(提案の評価)

第5条 提案の評価事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 業務提案内容の妥当性・実現性
- (2) 実施体制の妥当性・実現性
- (3) 取扱保険業務実績等

2 提案の評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案が二者以上あるときは、評価基準の(1)「業務提案内容の妥当性・実現性」の合計点数が最も高い者を第一順位とする。それでもなお決しない場合は、全ての評価項目においてA評価が多い者を第一順位とする。

4 前項の方法により、なお第一順位が決しない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、該当者にくじを引かせ第一順位を決定する。該当者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該プロポーザルに関係のない職員にくじを引かせ、第一順位を決定する。

5 各々の提案者の評価結果については、特定、非特定に関わらずその提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、実施要綱第5条の規定に基づき「横浜市公用車自動車損害賠償責任保険契約代理店の選定に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

2 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の確認及びヒアリングの実施
- (2) 評価基準に基づく提案の評価
- (3) 評価の集計及び報告

3 評価委員会の委員は、次のとおりとする。

財政局副局長 財政局契約第二課長 財政局公共施設・事業調整課長 財政局管財課長
財政局管財課管理係長

4 評価委員会に委員長を置く。委員長は財政局副局長とする。

5 委員長に事故等があり欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

6 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

7 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

8 評価委員会の庶務は、財政局管財課において処理する。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、実施要綱第16条の規定に基づき審査し、候補者の特定等を行う。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。